

# 36協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。  
 なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆ 36協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。

- 36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。  
 - 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。  
 ◆ (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

時間外労働  
 休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

事業場 (工場、支店、営業所等) ごとに協定してください。

労働保険番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間							
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日から1年間							
				延長することができる時間数							
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)
	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間	
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間	
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間	
	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻					
	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30					
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30					

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。  
 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) 又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 **検査課主任 山田花子**

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( **投票による選挙** )

〇〇〇〇年 3月 15日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 職名 氏名 **工場長 田中太郎**

管理監督者は労働者代表にはなれません。  
 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

 押印も必要です。

# 36 協定届の記載例（特別条項）

（様式第9号の2（第16条第1項関係））

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- ◆ 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- ◆ 様式第9号の2は、
  - ・ 限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と、
  - ・ 限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の**2枚**の記載が必要です。

- ◆ 36 協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届けてください。
  - 36 協定届（本様式）を用いて36 協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
  - 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

- ◆ 36 協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- ◆ （任意）の欄は、記載しなくても構いません。

1枚目  
（表面）

時間外労働  
休日労働 に関する 協定届

労働保険番号 <input type="text" value="00000000000000000000000000000000"/>		法人番号 <input type="text" value="00000000000000000000000000000000"/>											
事業の種類 <b>金属製品製造業</b>		事業の名称 <b>〇〇金属工業株式会社 〇〇工場</b>											
事業の所在地（電話番号） (〒 <b>〇〇〇-〇〇〇〇</b> ) <b>〇〇市〇〇町1-2-3</b> (電話番号 : <b>〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</b> )		協定の有効期間 <b>〇〇〇〇年4月1日から1年間</b>											
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)		
	<b>受注の集中</b>	<b>設計</b>	<b>10人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>3時間</b>	<b>3.5時間</b>	<b>30時間</b>	<b>40時間</b>	<b>250時間</b>	<b>370時間</b>	<b>〇〇〇〇年4月1日</b>	<b>250時間</b>	<b>370時間</b>
	<b>製品不具合への対応</b>	<b>検査</b>	<b>10人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>2時間</b>	<b>2.5時間</b>	<b>15時間</b>	<b>25時間</b>	<b>150時間</b>	<b>270時間</b>		<b>150時間</b>	<b>270時間</b>
	<b>臨時の受注、納期変更</b>	<b>機械組立</b>	<b>20人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>2時間</b>	<b>2.5時間</b>	<b>15時間</b>	<b>25時間</b>	<b>150時間</b>	<b>270時間</b>		<b>150時間</b>	<b>270時間</b>
	<b>月末の決算事務</b>	<b>経理</b>	<b>5人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>3時間</b>	<b>3.5時間</b>	<b>20時間</b>	<b>30時間</b>	<b>200時間</b>	<b>320時間</b>		<b>200時間</b>	<b>320時間</b>
	<b>棚卸</b>	<b>購買</b>	<b>5人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>3時間</b>	<b>3.5時間</b>	<b>20時間</b>	<b>30時間</b>	<b>200時間</b>	<b>320時間</b>		<b>200時間</b>	<b>320時間</b>
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻								
<b>受注の集中</b>	<b>設計</b>	<b>10人</b>	<b>土日祝日</b>	<b>1か月に1日</b>	<b>8:30~17:30</b>								
<b>臨時の受注、納期変更</b>	<b>機械組立</b>	<b>20人</b>	<b>土日祝日</b>	<b>1か月に1日</b>	<b>8:30~17:30</b>								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
(チェックボックスに要チェック)

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を超えることはできません。  
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にてできる限り近づけるように努めてください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

時間外労働  
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		延長することができる時間数		起算日 (年月日)	〇〇〇〇年4月1日	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
<b>突発的な仕様変更</b>	<b>設計</b>	<b>10人</b>	<b>6時間</b>	<b>6.5時間</b>	<b>4回</b>	<b>60時間</b>	<b>70時間</b>	<b>35%</b>	<b>550時間</b>	<b>670時間</b>	<b>35%</b>
<b>製品トラブル・大規模なクレームへの対応</b>	<b>検査</b>	<b>10人</b>	<b>6時間</b>	<b>6.5時間</b>	<b>3回</b>	<b>60時間</b>	<b>70時間</b>	<b>35%</b>	<b>500時間</b>	<b>620時間</b>	<b>35%</b>
<b>機械トラブルへの対応</b>	<b>機械組立</b>	<b>20人</b>	<b>6時間</b>	<b>6.5時間</b>	<b>3回</b>	<b>55時間</b>	<b>65時間</b>	<b>35%</b>	<b>450時間</b>	<b>570時間</b>	<b>35%</b>
限度時間を超えて労働させる場合における手続		<b>労働者代表者に対する事前申し入れ</b>									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) <b>①、③、⑩</b>	(具体的内容) <b>対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催</b>								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
協定の成立年月日		<b>〇〇〇〇年 3月 12日</b>									
協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名		<b>検査課主任 山田花子</b>									
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法		<b>投票による選挙</b>									
協定の成立年月日		<b>〇〇〇〇年 3月 15日</b>									
労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。		使用者		職名		<b>工場長 田中太郎</b>					

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。年6回以内に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2～6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる1年の時間外労働（休日労働は含みません）の時間数を定めてください。年720時間以内に限ります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えて労働させる場合の手続について定めてください。

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記載心得1(9)①～⑩の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。



押印も必要です。

〇〇 労働基準監督署長殿